

令和8年度龍ヶ崎市感染症対策委員会

日時：令和8年7月23日（木）

午後7時～

場所：市役所保健福祉棟2階健診室

…………… 次 第 ……………

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）委員長及び副委員長の選任について

（2）龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画について

（3）本市の感染症対策について

4 閉 会

龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

計画の趣旨

- ◆ 新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等特別措置法(特措法)に基づき、国・都道府県・市町村がそれぞれ作成するものであり、本市は平成26年12月に「龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の経験や特措法改正等も踏まえ、国・県の行動計画が全面改定されたことを受け、本市も令和8年3月に本計画を全面改定

計画の目的

- ◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- ◆ 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

計画に記載すべき事項（特措法）

- 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 次に掲げる措置に関する事項
 - ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ・ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ・ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項

横断的な3つの視点

各対策項目の取組について、3つの横断的視点を設定し対策の実効性を向上させる

- 1 人材育成
- 2 国と地方公共団体との連携
- 3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

改定のポイント

- 1 計画改定の基本的な考え方
 - ・ 新型コロナ対応の経験や課題を踏まえた改定
 - ・ 国及び県の行動計画との整合を図る
- 2 対策項目の拡充
 - ・ 対策項目を7項目に拡充
 - ・ 各対策項目を3つの段階(準備期、初動期、対応期)で記載
- 3 平時の準備の充実
 - ・ 訓練や人材育成を含めた体制整備
 - ・ 情報提供、共有体制の整備
 - ・ 接種体制の構築
- 4 幅広い感染症に対応する対策の整理
 - ・ 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭とした対策の整理
- 5 本市独自の取組み例
 - ・ 検査の実施、患者や濃厚接触者への対応等強度の高いまん延防止対策
 - ・ 感染症対策物資(手指消毒液、医療用手袋等)の備蓄・確保・調達に関する事業者との協定締結

対策項目の主な考え方

*それぞれの対策項目は関連しており、対策の全体像や相互連携を意識して取り組むことが重要

1. 実施体制 ● 有事における全庁対応体制を構築できるよう各部門の担当や役割等を確認する ● 各部門と調整しながら、業務継続計画を改定する ● 平時から訓練を実施し、感染拡大防止に対する実効的な対策を講じる体制を構築する	5. 保健 ● 市民の生命・健康を保護するため、適切な情報提供や生活支援等の優先的に取り組むべき業務を整理する ● 有事の際は感染症対策の実施を担う保健所との連携を図り、市内の感染状況や医療提供体制等に応じた対策を実施する
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ● 感染症危機において市民が適切な情報に基づいて行動できるように、平時から感染症に対する意識と理解を高めるような情報提供を行う ● 双方向のコミュニケーションを通じたリスクコミュニケーション体制を整備する	6. 物資（本市独自の取組みの例） ● 平時から事業者と連携し、感染症対策物資の備蓄、補充・確保・調達に努める ◎本市独自の取組みの例 感染症対策物資の確保・調達に関する事業者との協定締結 ・ 手指消毒液：医療用医薬品卸会社 ・ 医療用手袋：市内に工場のある化成品会社
3. まん延防止 ● 市民の生命・健康を保護し、市民の生活・社会経済活動への影響を最小化するため、まん延防止対策により必要な措置を適時適切に実施する ● 感染状況の変化に応じて柔軟に対策を切り替え、市民の自由と権利への制約は最小限に留める	7. 市民生活及び地域経済の安定の確保 ● 有事に生じうる市民生活や社会経済活動への影響を踏まえ、事業継続等のために、平時から事業者や市民等に必要な準備を行うように促し安定化を図る ● 市民生活に与える影響を緩和するために必要な対策や支援を行う
4. ワクチン ● ワクチン接種により、感染や発症・重症化を予防し、市民の生命・健康を保護する ● 平時から医療機関や事業者、関係団体等とも連携を深め、具体的な接種体制を構築する ● 予防接種事務のデジタル化を推進する	

龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画

(令和8年3月改定)

龍ヶ崎市

はじめに

「龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等の新興感染症が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活や経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき策定するものです。

龍ヶ崎市ではこれまでも、「龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」や「龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」を策定する等、新型インフルエンザ等の新興感染症に対する取組を進めてきました。

そのような中、令和元年12月末に海外で原因不明の肺炎の集団感染が発生し、その後新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と判明しました。新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界各地に広がっていき、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、政府は対策本部を設置して、総合的に感染拡大抑止の対策を推進する体制を整え、地方自治体や関係機関等との役割分担のもと、感染の収束を目指し各種対策を講じてきました。

龍ヶ崎市では、新型コロナウイルス感染症が広がる中において、市民の安全安心を目的として、感染症の正しい知識の普及に努めるほか、（一社）龍ヶ崎市医師会と連携し、PCR検査センターを設置して、感染の早期発見に努める等、様々な対策を講じてきました。さらに、新型コロナワクチンが開発され、国が重症化予防と感染拡大防止の観点から特例臨時接種に位置付けたことを受け、市は接種体制を構築し、接種を推進してきました。全国的にも3年超にわたり対策に取り組んできました。この間、ウイルス株の変異等により感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活や経済活動にも大きな影響が及びました。

令和6年7月、国は、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の抜本的な改定を行いました。

龍ヶ崎市においても、国や県の新型インフルエンザ等対策行動計画改定の考え方と整合性を図るとともに、龍ヶ崎市を取り巻く状況を踏まえ、「龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定します。

龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	1
1 新型インフルエンザ等とは	1
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法	1
(2) 行動計画のこれまでの経緯と改定の目的	2
第2章 対策の実施に関する基本的な方針	3
1 対策及び基本的な戦略	3
2 対策の基本的な考え方	3
(1) 対策の選択的实施	3
(2) 社会全体での取組	4
3 対策の方向性	5
(1) 基本的な対策の方向性	5
(2) 時期ごとの対策の考え方	5
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	6
(1) 平時の備えの整理や拡充	6
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	7
(3) 基本的人権の尊重	7
(4) 危機管理としての特措法の性格	7
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	7
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	7
(7) 感染症危機下の災害対応	7
(8) 記録の作成や保存	7
5 市行動計画における対策項目等	8
(1) 主な対策項目	8
(2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点	8
6 対策推進のための役割分担	9
(1) 国の役割	9
(2) 地方公共団体（県・市）の役割	9
(3) 医療機関の役割	10
(4) 指定（地方）公共機関の役割	10
(5) 登録事業者の役割	10
(6) 一般の事業者の役割	10
(7) 市民の役割	10
第3章 市行動計画の実効性確保	11
1 E B P Mの考え方に基づく政策の推進	11
2 計画の推進体制	11
(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	11
(2) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	11
(3) 行動計画の定期的な見直し	11
(4) 対応マニュアルの策定等による対策の具体化	11
第4章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	13
1 実施体制	13
基本理念	13
市の対策行動	13
準備期	13
初動期	14
対応期	15
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	17
基本理念	17
市の対策行動	17
準備期	17
初動期	19
対応期	20
3 まん延防止	23
基本理念	23
市の対策行動	23
準備期	23

	初動期.....	24
	対応期.....	25
4	ワクチン.....	28
	基本理念.....	28
	市の対策行動.....	29
	準備期.....	29
	初動期.....	31
	対応期.....	33
5	保健.....	36
	基本理念.....	36
	市の対策行動.....	36
	準備期.....	36
	初動期.....	37
	対応期.....	38
6	物資.....	39
	基本理念.....	39
	市の対策行動.....	39
	準備期.....	39
	初動期.....	40
	対応期.....	40
7	市民生活及び地域経済の安定の確保.....	41
	基本理念.....	41
	市の対策行動.....	41
	準備期.....	41
	初動期.....	42
	対応期.....	43
	用語集.....	45
	各対策項目の考え方と各時期の取組.....	50

略称等一覧 龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画では、以下の略称を用います。

略称	龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画での正式名称・意味等
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
県	茨城県
県行動計画	茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画
政府行動計画	新型インフルエンザ等対策政府行動計画
市	龍ヶ崎市
市行動計画	龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
病原体の性状	病原性、感染性、薬剤感受性等
市対策本部	龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部
市医師会	一般社団法人龍ヶ崎市医師会
政府ガイドライン	新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン
J I H S	国立健康危機管理研究機構 Japan Institute for Health Security
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

1 新型インフルエンザ等とは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が免疫を持っていない新型のウイルスによる感染症は、パンデミック（世界的大流行）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、新型インフルエンザと同様に国民の大部分が現在その免疫を持っていないこと等から、全国で急速にまん延し、かつ病状の程度が重篤になるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症を「新型インフルエンザ等」として、この行動計画の対象とします。具体的にはこのページ下の表のとおりです。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法

平成24年に制定された特措法は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は新型のウイルスによる感染症で、具体的には次の表のとおりです。

<行動計画の対象となる感染症（特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等）>

新型インフルエンザ等感染症 感染症法第6条第7項に該当する感染症	・ 新型インフルエンザ ・ 再興型インフルエンザ ・ 新型コロナ ・ 再興型コロナウイルス感染症
指定感染症 感染症法第6条第8項に該当する感染症	既知の感染症の疾病※であって、症状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症 ※一、二、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く
新感染症 感染症法第6条第9項に該当する感染症	人から人へ伝染し、既知の感染性の疾病とは明らかに異なり、症状の程度が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症

(2) 行動計画のこれまでの経緯と改定の目的

① これまでの経緯

国は、特措法制定以前から対策に取り組んでおり、平成17年には、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、県においても同年12月、県行動計画を策定しました。

市においては、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、「龍ヶ崎市新型インフルエンザ対策行動計画・業務継続計画」を平成22年3月に策定しました。

以来、それぞれの計画で部分的な改定を行ってきましたが、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国は、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、併せて、新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年4月に特措法が制定されました。

平成25年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年2月7日)を踏まえ、政府行動計画が策定されました。

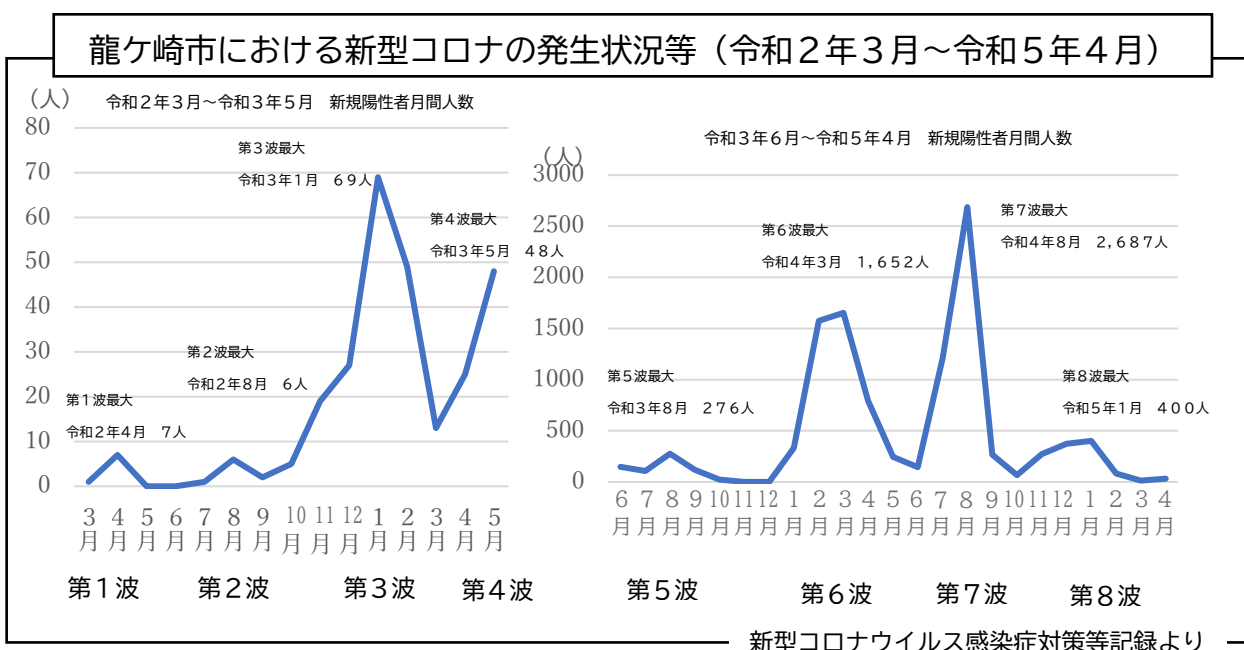
県においては、特措法第7条に基づき、政府行動計画で定められた事項を踏まえ、従前の県行動計画を修正し、平成26年2月に県行動計画が策定され、市においても国、県の行動計画の策定を踏まえ、平成26年12月に市行動計画を策定しました。

② 改定の目的

令和元年12月末に発生した新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、国は、次なる感染症危機対応のため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮した、より万全な対応が可能となるよう、特定の感染症や過去の事例だけでなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、対策を充実させるため、令和6年7月に政府行動計画の全面改定を行いました。それを受け、県は令和7年3月に県行動計画の改定を行いました。

今回これらの国、県の行動計画の改定内容を踏まえ、市は、市行動計画の全面改定を行うものです。これは市行動計画というのは、国、県の行動計画の考え方と整合性を持って策定することとされているためです。

<参考>



第2章 対策の実施に関する基本的な方針

1 対策及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が世界のどこかで発生した場合、日本国内への侵入は避けられず、市民の生命及び健康や生活及び経済に大きな影響を与える可能性があります。新型インフルエンザ等は、長期的には市民の多くが罹（り）患するおそれがありますが、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えてしまう事態が想定されます。そのような事態を回避するため、感染拡大を可能な限り抑えることが必要です。

これを踏まえ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たるものとして対策を講じていきます。

◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数等をできる限り少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

◆ 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- ・市民生活及び経済の安定を確保します。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

2 対策の基本的な考え方

(1) 対策の選択的实施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを伴います。

そのため、市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も考慮しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものです。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国の対策を踏まえ、県等と連携し、感染症の特徴、病原体の性状、流行の状況等を考慮しつつ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性、市民生活及び社会経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載する中から、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせたバランスの取れた戦略を選択します。

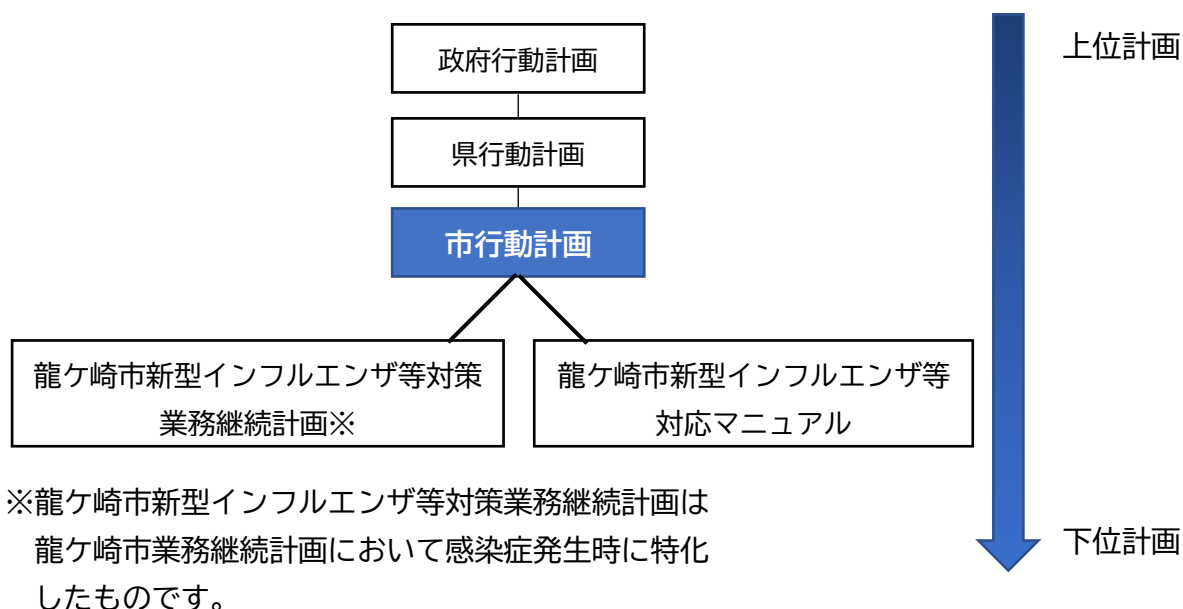
(2) 社会全体での取組

新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限等の要請、各事業者の業務縮小による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に医療対応以外の感染対策は、社会全体で取り組むことで効果が期待されます。全ての事業者が自発的に職場での感染予防に努め、業務を絞り込む等の対策を積極的に検討することが重要です。また、特にワクチンや治療薬がない場合には、公衆衛生対策が重要であり、行政だけでなく、事業者や市民一人一人が感染予防や備蓄等の準備を行うことが必要です。なお、新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。

市行動計画は、市としての対策の基本的な方針等及び認識を示すものであり、具体的な対策は、対応マニュアル等を基に講じていくものとします。

<各計画体系図>



市行動計画：対策の基本的な方針等及び認識を示すもので、
「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」の個別計画としての
役割を果たしている計画です。

対応マニュアル：具体的な対策や数値などを示すものです。

業務継続計画：市の業務継続に関する対応について整理したものです。

3 対策の方向性

(1) 基本的な対策の方向性

基本的な対策の方向性は次のとおりです。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とします。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とします。

また、有事の際に幅広い対応ができるように、シナリオが必要となるため、病原体の性状のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示します。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては「第4章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容として記載します。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とします。

(2) 時期ごとの対策の考え方

時期ごとの基本的な対策の考え方は次のとおりです（時期ごとに必要となる具体的な対策の内容については、第4章に記載）。

① 準備期：（平時／新型インフルエンザ等の発生前まで）

有事の際に想定される対策を的確に講じるために必要な訓練や人材育成、地域における医療提供体制の整備等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行います。

② 初動期：（新型インフルエンザ等の発生後、政府対策本部が設置され、特措法に基づく基本的対処方針が定められ、実行されるまでの間）

初動体制を確立し庁内の情報共有を図るとともに、感染拡大のスピードを可能な限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

③ 対応期：（次のア～エの時期）

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていないため、海外での発生動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応します。なお、発生した感染症が新型インフルエンザであることが判明した場合、国の方針に基づき、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意します。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難で、感染が拡大した段階においては、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえ、国のリスク評価等に基づき、確保された医療提供体制で対応できるレベルまで感染拡大の波を抑制するための感染拡大防止措置等の対策を実施します。

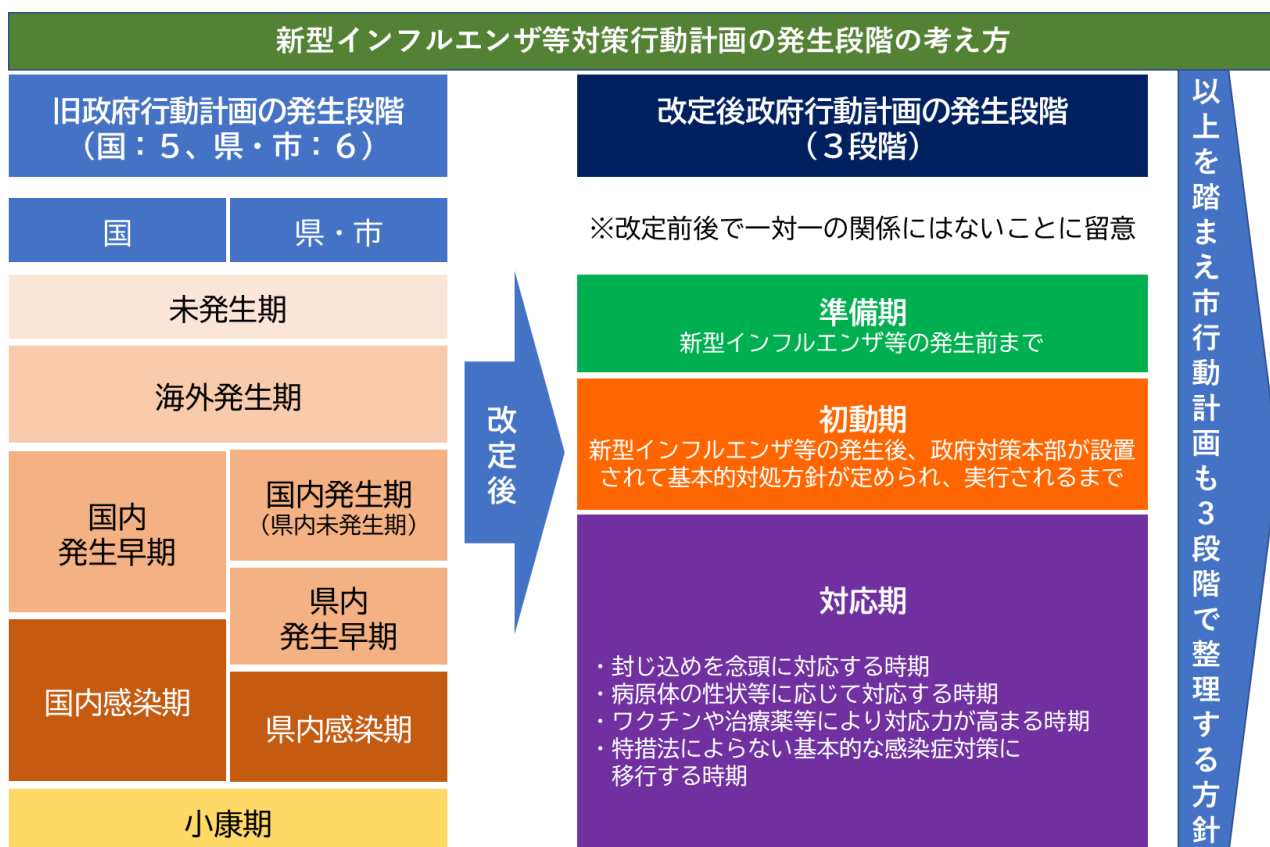
ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます。ただし、病原体の変異により再度対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮します。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、国の方針に基づき、最終的には特措法によらない基本的な感染症対策へ移行します。

<参考：国、県の発生段階の変更>



4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画及び業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立できるようにするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行います。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

(3) 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による対策が、市民の自由や権利に制限を加える場合は、その制限は必要最小限にとどめます。そして、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者及び医療従事者とそれらの家族に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、社会的弱者への配慮に留意しながら市民の安全安心を確保し、社会の分断が生じないよう取り組みます。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症危機における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置が定められています。一方で、病原性の程度やワクチン・治療薬等の有効性により、必ずしもまん延防止重点措置や緊急事態措置が講じられるものではないことに留意します。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部や県対策本部等と相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進します。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における医療提供体制等について、平時から検討し、感染症危機に備えた準備を行います。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療機関（市医師会）との連携による医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、県及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国、県と連携し、状況を適切に把握するとともに、必要に応じて避難所での感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

(8) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成し、保存・公表します。

5 市行動計画における対策項目等

(1) 主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための具体的な対策を定めるもので、主な対策項目は、以下の7項目です。

なお、それぞれの項目は関連しており、対策の全体像や相互連携を意識して取り組むことが重要です。

①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦市民生活及び経済の安定の確保

(2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

対策の実効性を向上させるために共通して考慮すべき視点は、以下の3点です。

①人材育成 ②国と地方公共団体との連携 ③DXの推進

① 人材育成

ア 感染症危機管理対応人材の育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視点に立って人材育成を継続的に行うことが不可欠です。特に専門性の高い人材育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性を考慮し、幅広い人材を対象とした訓練や研修等の実施により、感染症危機対応の人材の裾野を広げることが重要です。また、平時から感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等を図ります。

イ その他

有事の際に県から要請があった場合、保健所等の業務の支援に協力できるよう、継続的な保健師等の人材の確保・育成を行うよう努めます。

市を含め、関係機関等が連携した訓練・研修等により、地域の医療機関等において、感染症を専門とする医療職等の人材を育成の促進を図ります。

② 国と地方公共団体との連携

新型インフルエンザ等の発生時には、国が法に基づく基本的対処方針を定め、それをもとに県と連携し、感染拡大防止や医療提供体制の確保等の対策を実施します。そのため、平時から国、県、管内保健所との連携を行うことが必要です。

また、相互に意見交換を行うことで、市の意見を国、県の対策へ反映するよう要望します。

③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

医療DXをはじめ、DXの推進は、発生状況の迅速な把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有、業務負担の軽減や関係者の連携強化等、感染症危機対応能力の強化につながるものです。国が整備する基盤の活用や医療機関等への活用促進等、DXを推進します。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、自ら対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体等の実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。また、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国と連携し、対策に取り組めます。

このため、平時から政府行動計画に基づく準備期に位置付けた対策を実施し、定期的な訓練等により点検・改善に努めます。有事の際には、政府対策本部で特措法に基づき基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。また、国民や事業者等の理解や協力を得るため、感染症に関する情報提供・共有を行います。さらに、ワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保に向けた対策を推進します。

また、指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図り、発生段階に応じた具体的な対応を決定します。

(2) 地方公共団体（県・市）の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進します。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められます。

平時において、医療機関と医療措置協定（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定）を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、対策を実行します。

なお、感染症対策に係る関係行政機関や学識経験者からなる県対策協議会等を通じ、感染症法に基づき定める予防計画について協議し、進捗確認を行いながら、関係者が一体となって平時からの取組を実施するとともに、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図ります。

【市】

市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の高齢者、障がい者等の要配慮者等への支援に關し、国が決定した基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。自宅療養者等に対する健康観察や生活支援等の療養環境の整備等、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて、市民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図るものとし、対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図ります。

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、県との緊密な連携・協力の下、市内における感染症対策に万全を期していくとともに、保健所と連携を図り、対策等を実行します。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会や関係機関等を活用した地域における連携を進めることが重要です。加えて、院内感染対策のネットワークの構築と医療機関相互に支援する体制の構築が重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、各医療機関は、当該感染症の特性を踏まえ、特定機能病院、感染症指定医療機関等それぞれの役割を担い、協定指定医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床の確保、発熱外来の設置、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、対策を実施します。

(5) 登録事業者の役割

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の市民の生活を維持する観点からそれぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

(6) 一般の事業者の役割

平時から、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場の感染対策に努めることが求められます。

新型インフルエンザ等は、市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるため、その発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時から、マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(7) 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人レベルの感染対策）を実践するよう努めます。また、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の対策等についての情報を得て、個人でも可能な感染対策を実践し、罹患が疑われる場合には、医療機関の受診ルールを守る等、感染拡大防止に努めます。また、感染症に関する正しい知識を得て、医療従事者や患者等の人権を損なうことのないよう努めます。

第3章 市行動計画の実効性確保

1 E B P Mの考え方に基づく政策の推進

E B P Mとは、政策立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で、目的達成のために本当に効果が上がる手段は何か等を明確にし、合理的根拠（エビデンス）に基づくものとします。

行動計画等の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応をより万全にするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、可能な限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。

平時から、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計データを活用し、E B P Mの考え方に基づいて政策を実施します。その前提として、適切なデータの収集とその分析体制が重要です。

2 計画の推進体制

(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

新型インフルエンザ等の発生時期は予想できないため、自然災害等への備えと同様に、平時からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等を通じて、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図ります。

(2) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。国、県、市は、訓練を通じた点検や改善が、医療機関等の関係機関で継続的に取り組まれるよう働き掛けを行います。

(3) 行動計画の定期的な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせ、政府行動計画やガイドライン等の関連文書について必要な見直しが行われるので、県や市はその状況を注視して対応を行います。

政府行動計画においては、「定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに本政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする」とされ、県においても当該措置の内容を踏まえた行動計画の見直しを行うことから、市においても同様に国、県の措置内容を踏まえた見直しを行います。

(4) 対応マニュアルの策定等による対策の具体化

市において、市行動計画に基づく活動に必要な事項について、対応マニュアルを定める等、対策の具体化を図ります。

◆ 計画の取組状況や達成状況の確認

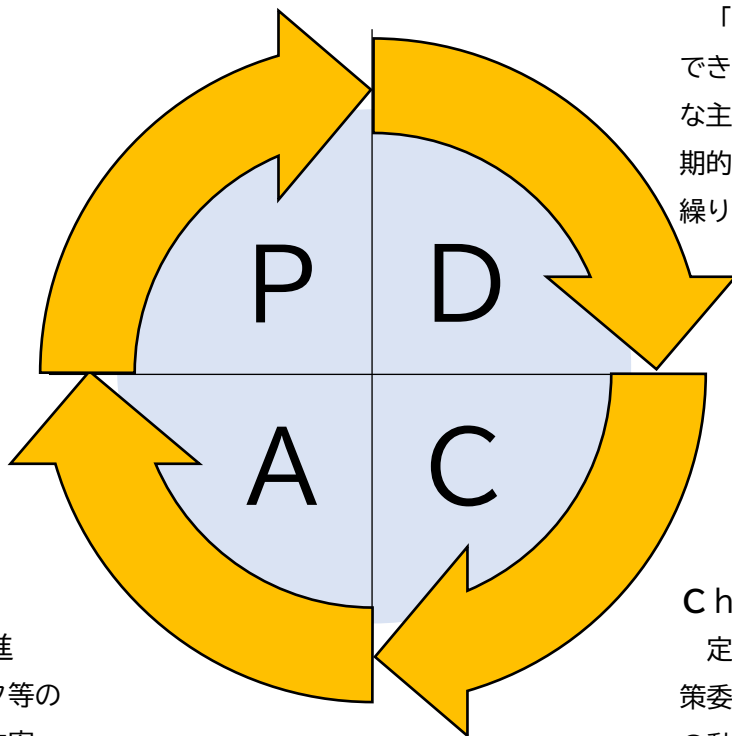
本計画に掲げる取組の実施状況を把握して、計画の進捗状況の管理を行い、本市の附属機関である龍ヶ崎市感染症対策委員会へ報告し、ご意見などを伺いながら、計画の推進を図ります。また、本計画の着実な推進のため、PDCAサイクルに基づく、進行管理を行います。

Plan：計画

実効性を確保するため、計画を常に最新の状態にします。

Do：実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」という原則のもと、多様な主体が参画する実践的な訓練を定期的実施し、課題の発見と改善を繰り返します。



Action：

EBPMに基づく政策推進

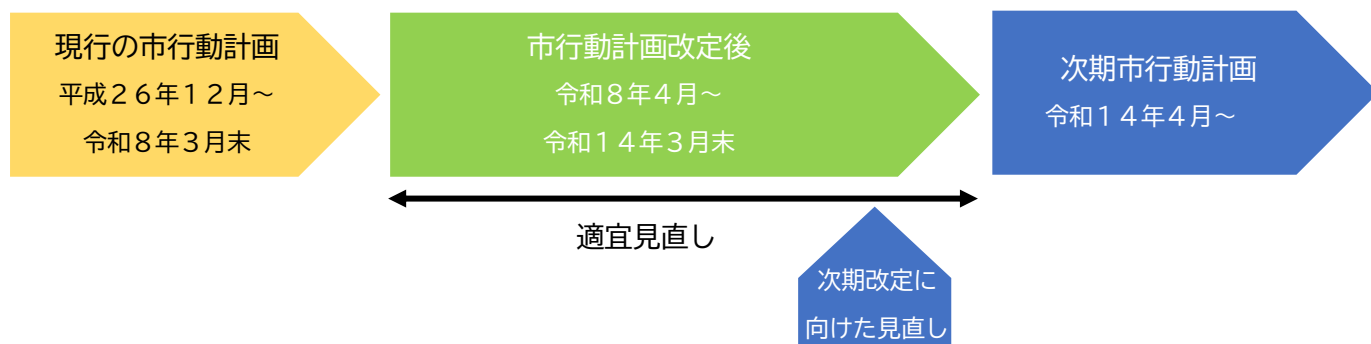
経験則だけでなく、データ等の合理的根拠に基づき政策を立案評価し、より効果的な対策へとつなげます。

Check：定期的な見直し

定期的に行う龍ヶ崎市感染症対策委員会への報告のほか、国や県の動向や新たな知見、訓練での課題を踏まえ、おおむね6年ごとを目安に計画を見直し、常に実効性を維持します。

◆ 計画の期間について

計画の期間は、令和8年度からおおむね6年ごとに定期的に見直しを行います。ただし、国や県の動向や新たな知見を踏まえ、必要により適宜見直しを行います。



第4章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

■ 基本理念

感染症危機は、市民の生命及び健康や市民生活及び社会経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要があり、国、県、市、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図ることが重要です。

そのため、平時から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時には、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制して、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

・ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】 政府行動計画等の見直し、各主体の役割分担と対策の選択肢の整理、実践的な訓練の実施、J I H S等関係機関と連携した人材育成等による体制整備、関係機関の連携強化、国際的な連携体制の整備・強化

【県】 実践的な訓練の実施、県行動計画等の見直し、変更、人材確保・育成、関係機関間の連携体制の構築

(2) 有事

【国】 政府対策本部の設置、基本的対処方針の決定、有事体制への移行・体制強化、事態の迅速・的確な把握、状況の変化に応じた対策の柔軟・機動的な切替え

【県】 県対策本部の設置、必要な人員体制の強化、感染症法に基づく措置に関する必要な総合調整、他都道府県への医療従事者の応援要請、市町村からの応援要請への対応、必要な対策のための財源確保、まん延防止等重点措置

■ 市の対策行動

準備期

(1) ポイント

有事の際には関係者一体となった取組が重要となるため、あらかじめ、指揮命令系統や組織体制の構築、それぞれの役割や人員調整等の整理を行います。また、研修や訓練を通じて課題の把握を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

(2) 所要の対応

① 実践的な訓練の実施【医療対策課、全庁】

- ・ 政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

② 市行動計画等の作成・改定や体制整備・強化

- ・ 市は、作成した市行動計画を国、県の動向に合わせて見直し、改定します。市行動計画を改定する際には、あらかじめ、龍ヶ崎市感染症対策委員会において、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴収します。【医療対策課】
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保と、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、市行動計画の改定に合わせて業務継続計画を改定します。【医療対策課、全庁】
- ・ 特措法の定めのほか、市対策本部に関し必要な事項を条例で定めます。【医療対策課】
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時における全庁対応体制を構築できるよう、各部門がそれぞれの役割を確認、理解するため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や調整を行います。【医療対策課、全庁】
- ・ 国、県が主催する研修を積極的に活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行います。【医療対策課、人事行政課】

③ 関係機関等との連携の強化

- ・ 国、県と相互に連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。【医療対策課】
- ・ 平時から、警察、消防等の関係機関や管内の医療、福祉、その他団体と、情報交換をはじめとした連携体制を構築します。【医療対策課、防災安全課】
- ・ P15 対応期(2)①のイに記載する、特措法による特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援（特措法第26条の2及び第26条の4）の具体的な運用方法について確認し、県と事前に調整を行う等の準備をします。【医療対策課】

初動期

(1) ポイント

事態を的確に把握し、市民の生命及び健康を保護するため、準備期の結果に基づき、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ緊急的に実施し、総合的な対応体制の確立を図ります。

(2) 所要の対応

① 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握又は確認された場合の措置

- ・ 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。【医療対策課】
- ・ 必要に応じて、準備期(2)②を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的

な対応を進めます。【医療対策課、人事行政課】

② 迅速な対策の実施に必要な予算の確保【医療対策課、財政課】

- ・ 機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、対策に要する経費について財政部門と協議し、必要に応じて地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

対応期

(1) ポイント

長期間にわたる対応を見据え、対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要となります。医療体制や病原体の変異等、大きな状況変化があった場合に柔軟かつ機動的に対策を切り替え、可能な限り早期に少ない影響で危機に対応することを目指します。

(2) 所要の対応

① 基本となる実施体制の在り方

- ・ 政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制を構築します。

ア 対策の実施体制

- ・ 保健所等と連携し、地域の感染状況について、収集した情報とリスク評価を踏まえ、市の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施します。【医療対策課】
- ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。【医療対策課、健康増進課、人事行政課】

イ 職員の派遣・応援への対応

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により事務の全部又は大部分を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特措法による特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。【医療対策課、人事行政課】
- ・ 市の区域に係る特措法第2条第2号の2の特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、近隣市町村又は県に対して応援を求めます。【医療対策課】

ウ 必要な財政上の措置【医療対策課、財政課】

- ・ 国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行するなど財源を確保し、必要な対策を実施します。

② 緊急事態措置の検討等について（緊急事態宣言の手続）【医療対策課、防災安全課、全庁】

- ・ 国から緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置します。また、その区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、対策本部長は、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制（市対策本部の廃止）

【医療対策課、防災安全課】

- ・ 新型インフルエンザ等の緊急事態解除宣言がなされ、国、県の対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

■ 基本理念

感染症危機の状況においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、市、医療機関、事業者等とのリスク情報の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

- ・ リスクコミュニケーションとは、共通の事柄に関わる関係者間で、共通の事柄に関して起こりうるリスクについての情報を相互に交換し、理解を深めることです。
- ・ 双方向のコミュニケーションとは、一方的に情報を伝達するのではなく、相手の反応や意見を考慮しながら対話することで、相互理解を深め、意思決定や関係構築につなげることです。

・ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国・県】 感染症等に関する情報提供・共有、偏見・差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発、情報提供・共有方法の整理、リスクコミュニケーション体制の整備

(2) 有事

【国・県】 迅速かつ一体的な情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの実施、偏見・差別等や偽・誤情報への対応、科学的根拠等に基づく分かりやすい情報提供

■ 市の対策行動

準備期

(1) ポイント

市民等有事の際に科学的根拠に基づき適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を行い、感染症に対する意識と市の情報提供への信頼度の向上に努めます。また、発生時の円滑な情報提供・共有やリスクコミュニケーションの仕組みを整理し、体制を整備します。

(2) 所要の対応

① 新型インフルエンザ等の発生時に備えた情報提供・共有体制の整備等

市は新型インフルエンザ等の発生時に市民等への情報提供・共有を行えるよう、平時から国、県と連携を図るとともに、市自らも情報収集に努めます。

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に医療、福祉、その他団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の方法等を整理し

ます。【医療対策課】

- ・ 感染症の発生状況等に関する国の公表基準等について確認し、有事の公表に備えます。

【医療対策課】

- ・ 平時から患者等の人権を尊重し、誤った情報や不適当な報道がなされないよう、報道対応部門を通じて、報道機関との信頼関係の確立に努めます。【医療対策課、秘書広聴課】

イ 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有【医療対策課】

- ・ 市は、市民等にとって最も身近な行政として、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うこと等があり得ます。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で協議等を行う準備をします。

ウ 双方向のコミュニケーション

- ・ 市民等に分かりやすい情報提供・共有ができるよう、市民等の感染症への理解や意識の把握に努める等リスクコミュニケーションの取組を進めるために必要な体制を整備します。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に市民等からの相談に応じるため、国の要請を受けて設置する市の相談窓口（コールセンター等）について、必要な準備を行います。【医療対策課】
- ・ 市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努めます。【医療対策課】

エ 偏見・差別等に関する啓発【医療対策課、秘書広聴課】

- ・ 感染症は誰でも感染する可能性があること、感染者及び医療従事者とそれらの家族、医療機関等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴う可能性があること、また、偏見・差別等により患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。

オ 偽・誤情報に関する啓発

- ・ 偽・誤情報の流布、さらにはSNS等によって増幅される等の問題が生じる可能性があることから、各種媒体を活用して偽・誤情報に関する啓発を行います。【医療対策課】
- ・ 科学的根拠が不確かな偽・誤情報に対しては、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供する等、市民等が正しい情報を円滑に得られるようにします。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。【医療対策課、秘書広聴課】

初動期

(1) ポイント

感染拡大に備え、市民等の関心を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づく正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供・共有します。また、リスクコミュニケーションの取組とともに、偏見・差別や偽・誤情報への対応を行い、市民の不安解消に努めます。

(2) 所要の対応

国、県から提供される科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等の全体像が分かるよう、市民等に対し、情報提供・共有をします。そのため、市では国、県と連携を図るとともに、市自らも情報収集に努めます。

① 新型インフルエンザ等の地域内での発生前における市民等への情報提供・共有

- ・ 感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、高齢者、障がい者、こども、外国人等の対象者にも配慮し、継続的に分かりやすく情報提供・共有を行います。その際、個人が行う基本的な感染対策が社会全体の感染拡大防止にも大きく寄与することについても啓発します。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。【医療対策課、秘書広聴課、福祉総務課、こども家庭センター、障がい福祉課、介護保険課、地域づくり推進課】
- ・ 保育施設や学校、高齢者施設等での集団感染を防ぐため、感染症対策、福祉、教育、保健部門等とが連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行います。【医療対策課、福祉総務課、保育課、介護保険課、教育総務課、指導課】
- ・ 国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、近隣市町村等の対応も参考にし、市の実情を踏まえた説明が求められることに留意して、情報提供・共有に努めます。【医療対策課】

② 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・ 対象者に合わせて、準備期に整理した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる媒体を活用し、国、県と連携し、市民等に対し、感染症の特徴や発生状況等を分かりやすく、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。その際、個人が行う基本的な感染対策が感染拡大の防止にも重要であることを含めて啓発するとともに、冷静な対応を促すメッセージの発出に努めます。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 準備期に整理された情報提供・共有の方法等を踏まえ、医療、福祉、その他団体等を通じて情報提供・共有を行います。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 発生状況等について、国の公表基準等に従い、個人情報やプライバシーの保護に留意し、情報提供・共有を行います。【医療対策課、デジタル都市推進課】

③ 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有【医療対策課】

- ・ 市は、市民にとって最も身近な行政主体として、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得るため、県と情報連携を図ります。

④ 双方向のコミュニケーションの実施

- ・ 市民等に分かりやすい情報提供・共有ができるよう、SNS等の動向や寄せられた意見等をもとに情報に対する市民等の反応や関心を把握する等、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの取組を行います。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 国、県が設置している新型インフルエンザ等に関するコールセンターについて、市民等に対し周知します。また、国の要請を受けて、必要に応じ、新型インフルエンザ等に関する市の相談窓口（コールセンター等）を設置します。【医療対策課】

⑤ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応【医療対策課、秘書広聴課】

- ・ 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者及び医療従事者とそれらの家族、医療機関等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。また、偽・誤情報に対しては、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう啓発します。

対応期

(1) ポイント

リスク情報とその意味の共有を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要となります。市民等の関心を踏まえ科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供し、リスクコミュニケーションに努めます。偏見・差別や偽・誤情報への対応を引き続き行い、市民の不安解消に努めます。

(2) 所要の対応

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・ 引き続き、対象者に合わせ、あらゆる媒体を活用した迅速かつ一体的な情報提供・共有、双方向のコミュニケーション、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を継続します。また、SNS等を活用した積極的な広報やアクセシビリティの高いウェブサイトの構築、データの可視化等、市民等の分かりやすさを意識した情報提供を行います。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 対象者に合わせて、準備期から整理した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる媒体を活用し、国、県と連携し、市民等に対し、感染症の特徴や発生状況等を分かりやすく、引き続き、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。その際、個人が行う基本的な感染対策が社会全体の感染拡大を防ぐためにも重要であることを含めて啓発するとともに、冷静

な対応を促します。

また、高齢者、障がい者、こども、外国人等の対象者にも配慮し、継続的に分かりやすく情報提供・共有を行います。【医療対策課、秘書広聴課、福祉総務課、こども家庭センター、障がい福祉課、介護保険課、地域づくり推進課】

- ・ 準備期から整理された情報提供・共有の方法等を踏まえ、医療、福祉、その他団体等を通じて情報提供・共有を行います。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 発生状況等について、国の公表基準等に従い、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ情報提供・共有を行います。【医療対策課、デジタル都市推進課】

② 双方向のコミュニケーションの実施【医療対策課】

- ・ 国、県が設置している新型インフルエンザ等に関するコールセンターについて、引き続き市民等に対し周知します。また、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期に到達した際には、国の要請を受けて設置した新型インフルエンザ等に関する市の相談窓口（コールセンター等）の継続の要否について検討します。

③ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応【医療対策課、秘書広聴課】

- ・ 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者及び医療従事者とそれらの家族、医療機関等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。また、偽・誤情報に関する啓発を、引き続き実施します。

④ 時期に応じた方針の決定・見直し

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 不要不急の外出自粛等を含め、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、限られた知見しかない場合はその旨を含めて、政策判断の根拠を丁寧に説明します。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 市民等の不安から偏見や差別が助長される可能性があるため、改めて、偏見や差別は許されず、感染症対策の妨げにもなること、そして個人や事業者の感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であることを説明します。【医療対策課、商工観光課】

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 病原体の性状等を踏まえた感染拡大防止措置等の見直しを行う際には、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づき、変更点や理由を分かりやすく説明します。【医療対策課】
- ・ こどもや高齢者等が重症化しやすい等、年齢層に応じて措置等が異なる場合、その理由について可能な限り科学的根拠に基づいた分かりやすい説明を行うとともに、当該層に対し、重点的なリスクコミュニケーションを行うなど、対策の理解・協力を求めます。【医療対策課、福祉総務課、こども家庭センター、障がい福祉課】

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行います。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 個人の判断に委ねる感染症対策への移行に不安を感じる市民等がいることを念頭に、移行に伴う留意点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、リスクコミュニケーションを行い、理解・協力を求めます。【医療対策課】

3 まん延防止

■ 基本理念

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することで市民の生命及び健康を保護します。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行います。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが必要です。

・ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】 対策実施時に係る参考指標の検討、まん延防止対策強化に向けた国民等の理解促進

【県】 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた県民の理解促進、基本的感染対策の普及

(2) 有事

【国】 まん延防止等重点措置・緊急事態措置の検討及び地方公共団体への要請

【県】 県民生活・社会経済活動への影響を踏まえた適切なまん延防止対策の実施、まん延防止等重点措置・緊急事態措置による県民・事業者に対する要請等

■ 市の対策行動

準備期

(1) ポイント

感染拡大のスピードやピークを抑制し、限られた医療提供体制で市民の生命と健康の保護に対応できるようにすることが重要となるため、対策の実施に参考となる指標やデータ等の整理を平時から行うとともに、有事の際の対策への協力と社会的影響の緩和のための市民や事業者等の理解を促進します。

(2) 所要の対応

新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・ 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行います。その際には、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図ります。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 市、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること等の有事の対応等について、平時から市民等の理解促進を図ります。【医療対策課、教育総務課】

- ・ まん延防止等重点措置による店舗等の時短要請、緊急事態措置（都道府県単位）による休業要請や不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等のまん延防止対策への理解促進を図ります。【医療対策課、秘書広聴課、商工観光課】
- ・ 公共交通機関においては適切な運送を図る観点から、有事の際には当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定されます。国の通知等を確認し、平時から必要に応じて想定に基づいた対応を検討します。【医療対策課、都市計画課、人事行政課】

初動期

(1) ポイント

まん延防止対策を適切かつ迅速に実施することで感染拡大のスピードとピークを抑制し、医療提供体制等を整備するための時間の確保を図ります。ピーク時においても確保された医療提供体制で対応可能となるよう、市内でのまん延防止や迅速な対応のための準備を行います。

(2) 所要の対応

① 市内でのまん延防止対策の準備【医療対策課】

- ・ 市内患者の発生に備え、感染症法に基づき県が行う患者への対応（入院勧告・措置等）や、濃厚接触者への対応について確認を行います。
- ・ 県や市内等におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

② 施設等の使用制限の準備【保育課、教育総務課、施設を所管する課等】

- ・ 緊急事態措置が行われた場合に備え、市立学校や保育所、その他の多数の者が利用する市の施設について、使用制限（人数制限等）や停止等の対応の準備を行います。

対応期

(1) ポイント

まん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療のひっ迫を回避し市民の生命と健康の保護につなげます。その際には、対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

① まん延防止対策の内容

ア 患者や濃厚接触者への対応【医療対策課】

- ・ 地域の感染状況等に応じて、国、県や保健所と連携した対応を行います。
感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）を保健所等が行う際には、必要に応じて協力をします。

イ 患者や濃厚接触者以外への対応【医療対策課】

(ア) 外出等に係る要請等の周知

- ・ 県は、地域の実情に応じて、市民に対し、感染リスクが高まる場所等への外出自粛及び都道府県間の移動の自粛の要請や、まん延防止等重点措置や緊急事態措置としての外出自粛の要請を行います。その場合には、市は、市民の生活維持に注意を払いながら協力し、周知等に努めます。

(イ) 基本的な感染対策に係る要請等

- ・ 市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策や、人との接触を避ける取組（時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用等）を勧奨します。

ウ 施設等の使用制限【施設を所管する課等】

- ・ 緊急事態措置が行われた場合、措置内容を踏まえ、多数の者が利用する市の施設について、使用制限（人数制限等）や停止等の対応を行います。

エ 学級閉鎖・休校等【保育課、教育総務課、指導課】

- ・ 国、県からの情報を踏まえ、市立の学校や保育所においては、学級閉鎖・休校等の対応を行うとともに、市以外が管理・運営する学校・保育施設等に対しても感染対策に資する情報の提供・共有を行い、対策を要請します。なお、学校においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう努めます。また、保育施設等の運営・運用の基準等を検討・整理する等、適切に対応します。

オ 施設等における感染対策の強化【医療対策課、福祉総務課、障がい福祉課、介護保険課、施設を所管する課等】

- ・ 県の要請を受け、医療機関や高齢者施設、障害者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化やその要請を行います。

② 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

ア 封じ込めを念頭に対応する時期【医療対策課】

- ・ 医療資源の限界があることや効果的な治療法が確立されていないこと、市民の免疫獲得が不十分なこと等を踏まえて対応します。具体的には医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応、人との接触機会を減らす等の強度の高いまん延防止対策を講じます。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

(ア) 病原性及び感染性がいずれも高い場合【医療対策課】

- ・ 罹患した場合の重症化リスクが非常に高く、感染者数が増大するため、医療ひっ迫につながる可能性があります。多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあるため、「封じ込めを念頭に対応する時期」と同様に、強度の高いまん延防止対策を講じます。

(イ) 病原性が高く、感染性が高くない場合【医療対策課】

- ・ 罹患した場合の重症化リスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかな場合、患者や濃厚接触者への対応を徹底し、感染拡大防止を図ります。

(ウ) 病原性が低くなく、感染性が高い場合【医療対策課】

- ・ 罹患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して宿泊療養や自宅療養の体制を確保するとともに、医療機関の役割分担の見直しを行います。

(エ) こどもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合【医療対策課、福祉総務課、こども家庭センター、保育課、障がい福祉課、教育総務課、指導課】

- ・ こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい等、特定のグループへのリスクが高い場合は、その対象に対する重点的な感染症対策の実施を検討します。
- ・ こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学校施設等の使用制限等の実施・要請を行います。その場合には、学校や保育所等での対策がこどもに与える影響に留意しつつ、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講じます。それでもなお、こどもの感染・重症化リスクが高い状態にある場合、学級閉鎖や休校等を実施・要請することで学校等での感染拡大を防止することも検討します。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期【医療対策課】

- ・ ワクチンや治療薬の普及により、感染拡大のリスクが低下した場合、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への移行について、国、県の検討状況を確認します。
- ・ 病原体の変異等により病原性や感染性が高まる場合には再度対策を強化します。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期【医療対策課】

- ・ ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、最終的に国の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行します。
- ・ これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行います。

4 ワクチン

■ 基本理念

ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の生命及び健康を保護するとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。そのため、国、県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備が必要です。

・ 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供及び国民生活・国民経済の安定に寄与する事業者で国に登録したもの（登録事業者）や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して、臨時に行われる予防接種です。基本的に住民接種に先立ち行います。接種対象、総数、順位は国が定める基本的対処方針によって決定されます。

◆特定接種の対象となり得る業種・職務についての考え方は「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン（令和6年8月30日 内閣感染症危機管理監決裁）」のとおり

・ 住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種です。接種対象、期間、順位は国が定める基本的対処方針によって決定されます。

・ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づく重点感染症を対象としたワクチンの研究開発の推進・研究基盤の強化、大学等研究機関や製薬関連企業における研究開発の推進・支援、予防接種事務等のDXの推進、接種体制の構築

【県】 国からの要請を踏まえたワクチン流通体制の整備、医療従事者等と連携した接種体制の構築、予防接種やワクチンへの理解を深めるための情報提供・共有

(2) 有事

【国】 速やかなワクチン開発・製造・確保、円滑なワクチン接種の実施、ワクチンに関する科学的根拠に基づく正しい情報の提供による国民の理解促進

【県】 接種体制の構築、接種に携わる医療従事者の確保の検討、予防接種に係る情報について県民への周知・共有

■ 市の対策行動

準備期

(1) ポイント

新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種が実施できるよう、国、県、市医師会等と連携し、接種に必要な資材の確保、接種会場や医療従事者の確認等、具体的な接種体制の構築に向けた必要な準備を平時から行います。

(2) 所要の対応

① ワクチンの接種に必要な資材【医療対策課】

- ・ 新型コロナワクチン集団接種の経験等を踏まえ、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

② ワクチンの供給体制【医療対策課】

- ・ 県が構築する、卸売販売事業者の在庫状況や配送、ワクチン在庫に係る融通方法等の体制を元に、市は県と連携し、県の指示に従ってワクチン必要数を検討します。
また、ワクチン供給に当たっては、管内の医療機関と密に連携していきます。

③ 接種体制の構築

ア 接種体制【医療対策課、スポーツ推進課】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、接種会場（集団接種は龍ヶ崎市総合体育館たつのこアリーナを想定）や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理します。また、市医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。

イ 特定接種【医療対策課、人事行政課】

- ・ 特定接種とは、新型インフルエンザ等が発生した際に、医療の提供や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を確保するために行う予防接種のことであり、これらの事務に係る事業者の従業員や新型インフルエンザ等対策に携わる職員に対し、市民に先んじて予防接種の準備を行います。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。
- ・ 特定接種の対象となり得る市職員（ワクチン接種に従事する職員等）については、市において対象者を把握し、国の要請に応じて、厚生労働省宛てに人数を報告します。

ウ 住民接種

平時から次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- ・ 国、県の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するため

の体制の構築を図ります。【医療対策課】

(ア) 住民接種については、国、県の協力を得ながら、希望する者が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、接種に必要な資源等を明確にし、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。【医療対策課】

(イ) 医療従事者や介護従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要です。また、高齢者施設等の入所者、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部門、障がい福祉部門等と連携し、これらの者への接種体制を検討します。【医療対策課、介護保険課、障がい福祉課】

(ウ) 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種又は個別接種）等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。また、市医師会等の協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に連携が図れる体制を構築します。【医療対策課】

(エ) 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、接種会場における接種の流れを検討します。【医療対策課】

- ・ 円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外の医療機関における接種を可能にするよう準備を進めます。【医療対策課】

- ・ 速やかに接種を行えるよう、市医師会等や施設管理者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。【医療対策課、秘書広聴課、施設を所管する課等】

④ 情報提供・共有

ア 市民への対応

- ・ 予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供等、双方向的な取組を進めます。【医療対策課、秘書広聴課】

- ・ 予防接種の実施主体として、市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、市民への予防接種健康被害の救済制度に関する情報提供等を行います。【医療対策課】

イ 感染症対策部門以外の分野との連携【医療対策課、介護保険課、障がい福祉課、教育総務課、指導課】

- ・ 感染症対策部門は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び感染症対策部門以外の介護保険部門、障がい福祉部門等との連携及び協力の強化に努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であることから、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び同法第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育部門や学校に依頼する等、予防

接種施策の推進に資する取組について連携を図ります。

⑤ DXの推進【医療対策課、デジタル都市推進課】

- ・ 予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該システムの整備を行います。
- ・ 接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進めます。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意します。

初動期

(1) ポイント

国の方針に基づき、準備期に計画した接種体制について、迅速な接種開始に向けた準備を速やかに進めます。具体的には、接種会場や医療従事者の確保、住民の接種予定数の把握、全庁的な協力体制の確保、業務の整理と人員配置を行います。

(2) 所要の対応

① ワクチンの接種に必要な資材【医療対策課】

- ・ P29準備期(2)①「ワクチンの接種に必要な資材」において必要と判断し、準備した資材について、適切に確保します。

② 接種体制【医療対策課】

- ・ 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

ア 特定接種【医療対策課】

- ・ 接種には多くの医療従事者が必要となることから、市医師会等の協力を得てその確保を図ります。

イ 住民接種

- ・ 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について調整を開始します。【医療対策課、市民窓口課】
- ・ 接種の準備に当たっては、予防接種を担当する感染症対策部門の平時の想定業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理部門との連携、協力を得て、全庁的な接種体制の確保を行います。【医療対策課、人事行政課、全庁】
- ・ 予防接種を実施するために必要な業務を整理し、各業務の担当部門を決定するとともに、それぞれの業務についての優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種を円滑に実施するため、福祉部門、介護保険部門、障がい福祉部門及び県の保護施設担当部門等と連携の上で行います。なお、接種会場のスタッフ、予約

窓口（コールセンター）、データ入力について、積極的に外部委託を活用する等、業務負担の軽減策も検討します。【医療対策課、人事行政課、福祉総務課、障がい福祉課、介護保険課】

- ・ 接種には多くの医療従事者が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図ります。【医療対策課】
- ・ 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等を含め、多人数への接種が可能な体制を確保します。医療機関以外にも公的施設を会場として活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議します。【医療対策課、健康増進課】
- ・ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部門等、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。【医療対策課、福祉総務課、障がい福祉課、介護保険課】
- ・ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、必要な設備の整備等の手配を行います。【医療対策課、デジタル都市推進課、市民窓口課】
- ・ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要です。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせた、必要な医療従事者数を算定します。その際には、接種後の状態観察を担当する者を置くこと等が考えられます。【医療対策課】
- ・ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、救急対応ができるよう、あらかじめ、市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急対応用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医療関係者や消防機関の協力を得ながら、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定し、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。【医療対策課】
- ・ 感染性産業廃棄物の処分については、感染性産業廃棄物が運搬されるまでの保管方法、その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守します。また、医療機関等の事業者から発生する感染症廃棄物への対応については、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について調整します。【医療対策課、生活環境課】
- ・ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、一定の流れを作るなど、接種の流れが滞ることがないように配慮します。また、会場については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行います。【医療対策課、福祉総務課、介護保険課、障がい福祉課、施設を所管する課等】

対応期

(1) ポイント

国の基本的対処方針に基づき迅速にワクチン接種を実施できるようにします。また、接種後は、ワクチン接種による症状等の情報収集と予防接種健康被害救済制度の周知に努めます。更には、ワクチン供給量や接種体制を踏まえ、随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制の維持を図ります。

(2) 所要の対応

① ワクチンや必要な資材の供給【医療対策課】

- ・ 国からの要請に基づき、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。
- ・ 国からの要請に基づき、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行います。
- ・ ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、国からの要請に基づき、県が中心になって行う関係者に対する聴取や調査等を通じて、地域の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。

② 接種体制

- ・ 初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

ア 特定接種【医療対策課、人事行政課】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象とした特定接種について、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、実施します。その際、集団的接種を基本とし、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ 住民接種

(ア) 予防接種体制の構築

- ・ 国からの要請に応じて、準備期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種の準備を進めます。【医療対策課】
- ・ 接種状況等を踏まえ、接種会場の追加等を検討します。【医療対策課】
- ・ 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（救急対応用品を含む。）等を確保します。【医療対策課】
- ・ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報及び接種会場における掲示により注意喚起する等して、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮し、接種を実施する場合には、予診及び副反応に関する情報提供等をより慎重に行います。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本

的に当該者が勤務する又は当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者等であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種についても検討します。【医療対策課】

- ・ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部門等や市医師会等と連携し、接種体制を確保します。【医療対策課、福祉総務課、障がい福祉課、介護保険課】

(イ) 接種に関する情報提供・共有

- ・ 初動期において調整した予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。【医療対策課】
- ・ 市が行う接種勧奨については、準備期に整備されたシステム基盤を介した、スマートフォンのアプリケーション等を活用した通知を行います。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。【医療対策課、デジタル都市推進課、市民窓口課】
- ・ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNS等を活用して周知します。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報紙への掲載等、周知を実施します。【医療対策課、秘書広聴課】

(ウ) 接種体制の拡充【医療対策課】

- ・ 感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を行います。

(エ) 接種記録の管理【医療対策課】

- ・ 各自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

③ 予防接種健康被害救済【医療対策課】

- ・ 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

④ 情報提供・共有【医療対策課、秘書広聴課】

- ・ 市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行います。
- ・ 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口等、必要な情報提供を行います。
- ・ 実施主体として、市は市民等からの基本的な相談に応じます。
- ・ 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するもので

す。接種時には、新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まったり、ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られたりすること等から、様々な混乱も起こり得ます。そのため、広報に当たっては、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性、接種の時期、方法等について分かりやすく伝えるよう留意します。

5 保健

■ 基本理念

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、市内の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、市民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

なお、有事の際には、保健所が地域における中核としてそれぞれの実情に応じた感染症対策の実施を担う存在となるため、市は保健所と連携を図り、対策を講じていきます。

・ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】 都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、研修・訓練等を通じた人材育成・連携体制の構築、保健所や衛生研究所の体制整備、ＤＸの推進、双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施

【県】 流行開始から１か月間において想定される業務量に対応する感染症対応が可能な人材の確保、業務継続計画を含む体制の整備、研修・訓練等を通じた人材育成・連携体制の構築、地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーションの実施

(2) 有事

【国】 平時に構築した有事体制への移行、住民への情報提供、感染状況に応じた保健所体制の見直しや検査体制の拡充

【県】 予防計画に基づく保健所の感染症有事体制への移行、住民への情報提供・共有、相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、療養場所の調整、患者の健康観察・生活支援、感染状況に応じた取組

■ 市の対策行動

準備期

(1) ポイント

県や市が収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民等と共有し、感染症及びその対策に関する共通理解を形成します。これにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と、保健所を含む関係機関との連携基盤の構築につなげます。

(2) 所要の対応

① 新型インフルエンザ等の発生前における感染状況等の情報提供・共有【医療対策課、秘書広聴課】

- ・ 国から提供された情報や媒体を活用し、市民等に対して情報提供・共有を行います。また、市民等への情報提供・共有方法や、市民向けの相談窓口（コールセンター等）の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等に

ついて、あらかじめ検討を行い、有事の際に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有体制を構築できるようにします。

- ・ 市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民等からの相談受付等を実施するため、県と連携し、配慮が必要な者に対しても、有事の際に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に行います。

② 訓練の実施や体制整備・強化【医療対策課、防災安全課】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行うとともに、感染症危機への対応能力の向上を図るため、全庁的な研修・訓練を実施するよう努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を保健所が行う際に、市も必要に応じて参加します。
- ・ 有事の際に、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、県や保健所と連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

初動期

(1) ポイント

市民等が不安を感じ始める時期であるため、迅速に準備を進めることが重要となります。そのため、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の地域内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始し、地域の協力を得ながら、感染拡大のリスクを低減することを目指します。

(2) 所要の対応

① 市における情報提供・共有

- ・ 国の取組に関する留意事項を参考とするほか、近隣市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を市民等へ行います。【医療対策課】
- ・ 準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に強化するため、国、県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q & Aの公表、市の相談窓口（コールセンター等）の設置等を通じた、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築します。双方向のコミュニケーション、リスク情報やその対策の意義を共有すること等に留意し、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 市は、相談窓口（コールセンター等）を用いた、必要な情報提供を行う体制を構築します。【医療対策課】

② 健康観察及び生活支援のための体制整備【医療対策課、健康増進課】

- ・ 県や保健所の協力要請を受けた際に実施する健康観察に備えます。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者に対する食事の提供等の日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給の準備を行います。

対応期

(1) ポイント

県や保健所等を中心とした地域の関係機関が連携し、市民の生命及び健康を保護するため、感染症危機に対応します。その際には、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となることを目指します。

(2) 所要の対応

① 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等のウイルスに関する情報や新型インフルエンザ等の発生時に取るべき行動対策等について、市民等の理解を深めるため、県の情報発信にも留意しながら、市民等に対し分かりやすく情報提供・共有を行います。

【医療対策課、秘書広聴課】

- ・ 県と連携の上、適切な配慮が必要な方へ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行います。

【医療対策課、秘書広聴課、福祉総務課、障がい福祉課、地域づくり推進課】

② 健康観察及び生活支援【医療対策課、健康増進課】

- ・ 県が実施する健康観察について、県や保健所からの協力要請に応じて協力します。
- ・ 県や保健所からの協力要請に基づき、新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給を行います。

6 物資

■ 基本理念

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な需要の増加が見込まれます。このため、市は感染症対策物資等について、平時から備蓄の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じることが重要です。

<新型インフルエンザ対応の感染症対策物資等>

新型インフルエンザ等の発生時に患者及び接触者へ接触する可能性がある職員の個人防護具の一例です。

<品目例>

- ・ つなぎ型防護服 ・ ガウン ・ フェイスシールド
- ・ N95 マスク ・ ニトリル手袋 ・ アルコール等消毒液

・ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】 感染症対策物資等の需給状況の把握、関係事業者に対する生産等の有事の際に必要な体制整備、物資の備蓄目標の策定・備蓄

【県】 感染症対策物資等の備蓄等や定期的な備蓄状況確認、協定締結医療機関等における個人防護具の備蓄推進、国が定める備蓄品目・水準を踏まえた個人防護具の備蓄

(2) 有事

【国】 感染症対策物資等の備蓄状況・需給状況の確認、円滑な供給のための生産等の要請、緊急物資の運送、生産要請等してもなお不足するおそれがある場合の医療機関等への配布

【県】 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認、円滑な供給に向けた準備、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の特定物資の売渡しの要請、事業者に対する特定物資の保管命令

■ 市の対策行動

準備期

(1) ポイント

有事の際に医療・検査等が円滑に実施できるよう、感染症対策物資の不足を防ぐために必要な準備を行います。具体的には、市の業務実施上必要な物資の備蓄や、調達協定の準備、市内医療機関への備蓄の呼びかけ等を行い、有事の際に必要な物資を確保できるようにします。

(2) 所要の対応

感染症対策物資等の備蓄等

- ・ 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等をするとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、この備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。【医療対策課、防災安全課】

- ・ 感染者に直接接触する可能性がある市職員のための個人防護具を備蓄します。【医療対策課】
- ・ 感染症対策物資の調達が必要となった際に、優先供給を受けるため、事前に事業者と協定を結ぶ等、平時から準備をします。【医療対策課】
- ・ 市内医療機関に対して、有事の際に医療が適切に提供できるよう、必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛けを行います。【医療対策課】

初動期

(1) ポイント

感染症対策物資等の不足により、医療・検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じるのを防ぐため、国、県と連携した方策や、平時に協定を締結した事業者等を中心とした購入を進め、必要な物資を確保します。

(2) 所要の対応

感染症対策物資等の備蓄状況の確認及び確保【医療対策課】

- ・ 感染症対策物資等の備蓄状況を確認します。また、国、県と連携し、必要な感染症対策物資等を確保します。
- ・ 感染症対策物資について、庁内等で必要量の調整を行い、市と優先調達協定を締結している事業者等を中心に購入し、必要量を確保します。

対応期

(1) ポイント

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施の滞りと市民の生命及び健康への影響を防止するため、初動期に引き続き、必要な物資の確保を図ります。また、備蓄状況と物資の使用状況に応じた補充・確保を行います。

(2) 所要の対応

感染症対策物資等の確保【医療対策課】

- ・ 初動期に引き続いての備蓄状況の確認に加え、物資の使用状況を確認し、必要に応じ、感染症対策物資等を補充・確保するよう努めます。

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

■ 基本理念

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、国、県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨します。

また、指定地方公共機関は、業務継続計画の策定等の必要な準備を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、国、県及び市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めます。

・ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】 県等との情報共有体制の整備、緊急物資運送等の体制整備、関係業界団体への業務継続計画の策定の勧奨、食料品や生活必需品等の備蓄、国民への衛生用品等の備蓄勧奨等

【県】 国や市町村等との情報共有体制の整備、緊急物資運送等の体制整備、物資及び資材の備蓄、生活支援を要する者への支援等の準備、火葬能力の把握や体制の整備等

(2) 有事

【国】 生活の安定確保のための対応（物資の安定供給、要支援者への支援、価格の安定、火葬・埋葬の特例等）、社会経済活動の安定確保のための対応（事業継続に係る要請、事業者支援等）、生活・社会経済活動の両方の安定確保のための対応（法令等の弾力的運用、債務の支払猶予、金融措置等）等

【県】 事業継続に向けた準備等の要請、物資の安定供給・価格の安定・売渡しの要請、犯罪の予防・取締り、広域火葬の実施等

■ 市の対策行動

準備期

(1) ポイント

新型インフルエンザ等及びそれに伴うまん延防止措置による市民生活・社会経済への影響に備え、市は自ら必要な準備を行うとともに、事業者や市民等に必要な準備を推奨します。業務継続計画の策定やDXの推進等、支援体制と環境の整備を図ります。

(2) 所要の対応

① 情報共有体制の整備【医療対策課】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部門間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

- ② 支援の実施に係る仕組みの整備【デジタル都市推進課、財政課、福祉総務課、障がい福祉課、地域づくり推進課】
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速、かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意します。
- ③ 業務継続計画の整備【医療対策課、全庁】
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保と有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成、必要に応じた改定をします。
- ④ 物資及び資材の備蓄
- ・ 市行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。
なお、この備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。【医療対策課、防災安全課】
 - ・ 事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。【医療対策課、秘書広聴課】
- ⑤ 生活支援を要する者への支援等の準備【医療対策課、福祉総務課、障がい福祉課、介護保険課】
- ・ 関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象者の把握及びその具体的な手続体制の整備を進めます。
- ⑥ 火葬体制等の整備【市民窓口課、生活環境課】
- ・ 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します（具体的には、埋火葬の許可や墓地・火葬場の許可、市営斎場の運営・許可等）。

初動期

(1) ポイント

新型インフルエンザ等の地域での発生に備え、必要な対策の準備を行い、事業者や市民等に事業継続のための感染対策の準備等を改めて呼び掛けます。また、地域で発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

① 市民等、事業者に対する準備の周知

- ・ 新型インフルエンザ等に有効と考えられる基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）について、改めて市民等や事業者へ周知します。
【医療対策課、秘書広聴課】
- ・ 市民等に対し、食料品や生活必需品等の生活関連物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛け、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう周知します。【商工観光課、秘書広聴課】
- ・ 市内事業者に対しては、従業員の健康管理を徹底するよう求めるとともに、感染が疑われる職員には早めの休暇取得を促すよう周知します。また、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策の準備に関する周知を行います。
【商工観光課、秘書広聴課】
- ・ 市内事業者に対して、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、職場での感染拡大防止に必要な対策及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう周知します。【商工観光課、秘書広聴課】

② 遺体の火葬・安置【医療対策課、施設を所管する課等、生活環境課】

- ・ 国からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう検討します。

対応期

(1) ポイント

準備期からの対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及びそれに伴うまん延防止措置により生じた影響を緩和するため、生活支援を要する者や事業者への支援等、必要な対策を行います。

(2) 所要の対応

① 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策【福祉総務課、障がい福祉課、こども家庭センター、健康増進課】

- ・ 新型インフルエンザ等及びそれに伴うまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

イ 生活支援を要する者への支援【福祉総務課、障がい福祉課、介護保険課】

- ・ 国からの要請に基づき、高齢者、障がい者等の要配慮者等への必要に応じた生活支援（見回り、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

ウ 教育及び学びの継続に関する支援【指導課】

- ・ 新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要

な支援を行います。

エ 生活関連物資等の価格の安定等【秘書広聴課、商工観光課】

- ・ 市民生活及び社会経済の安定を図るため、物価の安定と生活関連物資等の適正な供給を確保する必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが発生しないよう調査・監視を行うとともに、県が関係業界団体等に対して行う供給確保や便乗値上げ防止等の要請に関して、市も連携・協力します。
- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民等に対して迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、県と連携し、適切な措置を講じるとともに、市民等への適切な周知等に努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資や役務又は市民経済上重要な物資や役務についての価格の高騰、供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

オ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 死亡者が増加した場合は、市営斎場に火葬場の稼働時間延長等、可能な限り火葬炉を稼働するよう調整します。【生活環境課】
- ・ 県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。【医療対策課、施設を所管する課等、生活環境課】
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合に、特例として公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、特例が設けられるので、当該特例に基づく埋火葬に係る手続を行います。【市民窓口課】

② 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援【財務課、商工観光課】

- ・ 新型インフルエンザ等及びそれに伴うまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

イ 市民生活及び社会経済の安定に関する措置【生活環境課】

- ・ 水道事業者である県南水道企業団に対し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、必要に応じて水を安定的かつ適切に供給するよう要請します。

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画です。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定です。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問です。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含みます。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を指します。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態のことです。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指します。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材です。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたものです。
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関です。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施します。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画です。

用語	内容
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のことです。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示することです。
緊急事態措置	特措法第32条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のことです。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置です。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれます。
緊急物資	特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材です。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めます。
国立健康危機管理研究機構（J I H S）	J I H S（Japan Institute for Health Securityの略）は、国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、2025年4月に設立された組織です。感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行います。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障がいから個人を守るために作成・考案された防護具です。
指定行政機関	災害対策基本法第2条第3号に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関です。内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省などの各省庁が指定されています。

用語	内容
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関です。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されています。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指します。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のことです。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限ります。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限ります。）をいいます。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階より、本用語を用います。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態です。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症です。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査です。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口です。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーションです。

用語	内容
内閣感染症危機管理統括庁	感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、J I H Sから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施します。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものです。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2の2号に規定する特定新型インフルエンザ等対策のことです。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するものです。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のことです。
特定物資	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第2条第1項の規定により、価格の異常な上昇や買占め又は売惜しみが行われる（あるいは、そのおそれがある）場合に政令で特別の調査を要する物資として指定されるものです。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者です。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器です。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチンです。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味します。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチンです。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチンです。

用語	内容
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のことです。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれます。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいいます。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいいます。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画です。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念です。
E B P M	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Makingの略）です。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組です。
I C T	Information and Communication Technologyの略です。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやA I等が含まれます。

各対策項目の考え方と各時期の取組

対策項目			準備期	初動期	対応期			
					封じ込めを念頭に対応する時期以降			
					封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
1	実施体制	有事における全庁対応体制を構築できるよう、各部門の担当や役割等を確認します。また、各部門と調整しながら業務継続計画を改定します。国等とも緊密に連携し、迅速な情報収集に努めます。平時から訓練を実施し、感染拡大防止に対する実効的な対策を講じる体制を構築します。	P14 ①実践的な訓練の実施 ②市行動計画等の作成・改定や体制整備・強化 ③関係機関等との連携の強化	P14-15 ①新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握又は確認された場合の措置 ②迅速な対策の実施に必要な予算の確保	P15 ①基本となる実施体制の在り方 ア 対策の実施体制 イ 職員の派遣・応援への対応 ウ 必要な財政上の措置 ②緊急事態措置の検討等について	P15 ①、②継続	P15 ①、②継続	P16 ③特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制（市対策本部の廃止）
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	感染症危機において市民が適切な情報に基づいて行動できるように、平時から感染症に対する意識と理解を高めるような情報提供を行うとともに、双方向のコミュニケーションを通じたリスクコミュニケーション体制の整備を実施します。	P17-18 ①新型インフルエンザ等の発生時に備えた情報提供・共有体制の整備等 ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備 イ 県と市の間における感染症状況等の情報提供・共有 ウ 双方向のコミュニケーション エ 偏見・差別等に関する啓発 オ 偽・誤情報に関する啓発	P19-20 ①新型インフルエンザ等の地域での発生前における市民等への情報提供・共有 ②迅速かつ一体的な情報提供・共有 ③県と市の間における感染状況等の情報提供・共有 ④双方向のコミュニケーションの実施 ⑤偏見・差別等や偽・誤情報への対応	P20-21 ①迅速かつ一体的な情報提供・共有 ②双方向のコミュニケーションの実施 ③偏見・差別等や偽・誤情報への対応 ④時期に応じた方針の決定・見直し ア 封じ込めを念頭に対応する時期	P20-21 ①～③継続	P20-21 ①～③継続	P20-21 ①～③継続
3	まん延防止	市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動への影響を最小限とするため、まん延防止対策により感染拡大を可能な限り抑制します。 また、感染状況の変化に応じて柔軟に対策を切り替え、市民の自由と権利への制約は最小限に留めます。	P24 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	P24 ①市内でのまん延防止対策の準備 ②施設等の使用制限の準備	P25-26 ①まん延防止対策の内容 ア 患者や濃厚接触者への対応 イ 患者や濃厚接触者以外への対応 ウ 施設等の使用制限 エ 学級閉鎖・休校等 オ 施設等における感染対策の強化 ②時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 ア 封じ込めを念頭に対応する時期	P25-26 ①継続	P25-26 ①継続	P27 ②時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
4	ワクチン	ワクチン接種により、感染や発症・重症化を防ぐことで、市民の生命及び健康を保護します。平時から医療機関や事業者、関係団体等とも連携を深め、具体的な接種体制を構築します。	P29-31 ①ワクチンの接種に必要な資材 ②ワクチンの供給体制 ③接種体制の構築 ア 接種体制 イ 特定接種 ウ 住民接種 ④情報提供・共有 ア 市民への対応 イ 感染症対策部門以外の分野との連携 ⑤D Xの推進	P31-32 ①ワクチンの接種に必要な資材 ②接種体制 ア 特定接種 イ 住民接種	P33-35 ①ワクチンや必要な資材の供給 ②接種体制 ア 特定接種 イ 住民接種 ③予防接種健康被害救済 ④情報提供・共有	P33-35 ①～④継続	P33-35 ①～④継続	P34-35 ③継続 ④一部継続
5	保健	市民の生命及び健康を保護するため、適切な情報提供や生活支援等の優先的に取り組むべき業務を整理し、有事には、感染症対策の実施を担う保健所と連携を図り、市内の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施します。	P36-37 ①新型インフルエンザ等の発生前における感染状況等 情報提供・共有 ②訓練の実施や体制整備・強化	P37-38 ①市における情報提供・共有 ②健康観察及び生活支援のための体制整備	P38 ①情報提供・共有、リスクコミュニケーション ②健康観察及び生活支援	P38 ①、②継続	P38 ①、②継続	P38 ①継続
6	物資	新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な需要の増加が見込まれます。このため、平時から事業者と連携し、感染症対策物資の備蓄、補充・確保に努めます。	P39-40 感染症対策物資等の備蓄等	P40 感染症対策物資等の備蓄状況の確認及び確保	P40 感染症対策物資等の確保	P40 感染症対策物資等の確保 継続	P40 感染症対策物資等の確保 継続	P40 感染症対策物資等の確保 継続
7	市民生活及び地域経済の安定の確保	有事に生じ得る市民生活及び社会経済活動への影響を踏まえ、事業継続等のために、平時から事業者や市民等に必要な準備を行うよう促します。	P41-42 ①情報共有体制の整備 ②支援の実施に係る仕組みの整備 ③業務継続計画の整備 ④物資及び資材の備蓄 ⑤生活支援を要する者への支援等の準備 ⑥火葬体制等の整備	P42-43 ①市民等、事業者に対する準備の周知 ②遺体の火葬・安置	P43-44 ①市民生活の安定の確保を対象とした対応 ア 心身への影響に関する施策 イ 生活支援を要する者への支援 ウ 教育及び学びの継続に関する支援 エ 生活関連物資等の価格の安定等 オ 埋葬・火葬の特例等 ②社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 ア 事業者に対する支援 イ 市民生活及び社会経済の安定に関する措置	P43-44 ①、②継続	P43-44 ①、②継続	P44 ①工継続



麻しん(はしか)にご注意ください



茨城県南地域でも患者発生！すでに前年を上回り全国で感染急増中！

**お子様の麻しん風しん混合予防接種はお済みですか？
母子健康手帳の記録をご確認ください！**

大型連休を
前に注意が
必要です

■ 麻しん(はしか)とは

麻しんウイルスによる感染力が極めて強い感染症です。主な感染経路は空気感染であり、簡単に人から人に感染するため、手洗い・マスクだけでは予防できません。麻しんの免疫が不十分な人が感染すると、高い確率で発症します。

■ 症 状

高熱、全身の発疹、咳、鼻水、目の充血など

感染すると、約10日後に38度程度の発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が2～4日続き、その後、39度以上の高熱と発疹が出現します。肺炎や中耳炎、まれに重い脳症を発症することもあります。

■ 潜伏期間

10～12日間(最大で21日間)

■ 治 療

特別な治療法はなく、対症療法

■ 予防方法

ワクチン接種

感染予防には**ワクチン接種が最も有効で、唯一の予防手段**です。

麻しん風しん混合定期予防接種対象の方で接種がお済みでない方は、**早急に接種をご検討ください。**

【麻しん風しん混合定期予防接種対象】

第1期：1歳児

第2期：年長児（令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ）

特 例※：①3歳児（令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ）のうち第1期の接種を受けていない方

②小学2年生（平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ）のうち第2期の接種を受けていない方

※ 令和6年度中のワクチン供給不足による特例として令和9年3月末まで無料で接種を受けることができます。

定期接種対象以外の方は、任意接種となり接種費用(1回1万円程度)は全額自己負担となります。

しかし、免疫がない状態での感染は、症状が重くなりやすく、ウイルス排泄量が多いことで周囲へ感染させるリスクも高まりますので、1度も接種を受けていない場合は、接種をお勧めします。

【お問い合わせ】 龍ヶ崎市健康増進課(医療対策室) 電話 64-1111 (代)

龍ヶ崎市外に住民登録がある方は、住民登録のある市区町村へお問い合わせください

麻しん（はしか）とは

原 因	麻しんウイルス
潜 伏 期 間	10～12日間
症 状	感染すると、約10日後に38度程度の発熱や咳・鼻水といった風邪のような症状が2～4日続き、その後39度以上の高熱と共に発疹が出現
治 療	特別な治療はなく、対症療法
感 染 経 路	空気感染・飛沫感染・接触感染であり、感染力は非常に強い
予 防 方 法	予防接種

児童生徒の予防接種について

使用ワクチン	麻しん風しん混合
定期予防接種 対 象 者	第1期：1歳児に1回 第2期：年長児に1回 計2回 特 例※：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ

※ 現在の小学2年生（平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ）については、令和6年度中のワクチン供給不足により、特例として、令和9年3月31日まで定期予防接種（全額公費）として受けることができます。

※ 対象者以外は、任意接種（全額自費での接種）になります（1回1万円程度）。

（参考）教職員等（成人の方）の対応について

- ◆ 平成2年4月2日以降生まれの方は、2回接種を受けているか、平成2年4月1日以前生まれの方で特に30～40歳代の方は、1回接種を受けているか確認しておくことをお勧めします（下表参照）。
- ◆ 大人の方が麻しんのワクチン接種を希望された場合、ワクチンの流通状況により、まずは抗体検査を受けていただき、その結果、抗体が不十分であった方のみ接種を受けるという場合もあります。

【生年月日別の麻しん定期予防接種状況】

生年月日	接種回数	対象時期
昭和47年9月30日以前生まれ	0	麻しん定期予防接種化前であり接種を受けた可能性が低い、幼少期に感染し抗体が多い
昭和47年10月1日～平成2年4月1日生まれ	1	6歳までに麻しん単独ワクチン1回
平成2年4月2日～平成7年4月1日生まれ	2	7歳6か月までに麻しん単独ワクチン1回 高校3年生に麻しん風しん混合ワクチン1回
平成7年4月2日～平成12年4月1日生まれ	2	7歳6か月までに麻しん単独ワクチン1回 中学校1年生に麻しん風しん混合ワクチン1回
平成12年4月2日以降生まれ	2	1歳と小学校入学前1年間に麻しん風しん混合ワクチン計2回

龍ヶ崎市の予防接種事業について

< 定期予防接種 >

【A類疾病】…予防接種法に基づき、主に集団感染予防を目的に実施される。

本人に努力義務、市からの接種勧奨有り。費用は全額公費負担。

～対象疾病～

ロタウイルス感染症・B型肝炎・小児の肺炎球菌感染症・ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・H i b 感染症・結核（BCG）・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）・RSウイルス感染症（令和8年4月1日開始）

～市からの主な接種勧奨～

- ①対象年齢の頃に予診票を個別通知
- ②乳幼児健診や就学時健診の際に直接保護者に接種勧奨
- ③幼児施設や各小中学校でチラシの配布
- ④ハガキによる個別通知

【B類疾病】…予防接種法に基づき、主に個人の発症・重症化予防を目的に実施される。

努力義務無し、接種勧奨無し（ただし、龍ヶ崎市では対象者に予診票を個別通知）。

費用は一部公費負担。

予防接種名	対象者	公費助成額（生活保護受給者）	
高齢者インフルエンザ	①65歳以上の方	2,500円（上限 5,300円）	
新型コロナ	②60～64歳で身体障害者手帳1級の方（心臓・じん臓・呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス）	5,000円（上限 15,600円）	
成人用肺炎球菌	①65歳の方 ②60～64歳で身体障害者手帳1級の方（心臓・じん臓・呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス）	4,000円（上限 11,720円）	
带状疱疹	①年度末年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方 ②60～64歳で身体障害者手帳1級の方（ヒト免疫不全ウイルス）	ビケン	4,000円（上限 8,860円）
		シングリックス	1回あたり 10,000円（上限 22,060円）

<任意予防接種>

予防接種法に基づかない予防接種で、接種希望者と医師との相談によって実施される。

予防接種の種類によって、市が独自で費用助成事業を実施している。

予防接種名	対象者	ワクチン名	回数	助成額 (1回あたり)
帯状疱疹	50歳以上の方 (定期予防接種対象者を除く)	ビケン	1回	4,000円
		シングリックス	2回	10,000円
男性のHPV	小学6年生～高校1年生 に相当する男性	ガーダシル	3回	全額 (上限16,690円)
		シルガード9	3回 (1回目が14歳以下 の場合は2回)	全額 (上限26,590円)
おたふくかぜ	①1歳 ②2歳～5歳	おたふくかぜ	1回	1歳児：全額 (上限7,200円) 2歳～5歳：3,200円
小児インフル エンザ	生後6か月～中学3年生 (経鼻ワクチンは2歳～ 中学3年生)	HAワクチン	12歳以下：2回 13歳以上：1回	1,250円
		経鼻弱毒生 ワクチン	1回	2,500円 ※令和8年10月1日から開始

○骨髄移植等後再予防接種助成事業

骨髄移植手術を受けた等の治療により免疫が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された19歳以下の方（風しんのみ年齢制限なし）に対し、再度必要な予防接種を受ける際の費用を助成。